

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長野地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 44 年 3 月まで

私の国民年金については、母が加入手続を行い、国民年金保険料の納付も母が行ってくれていたはずであるにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人が昭和 44 年 12 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、この時点において、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付することが可能である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足当初から、任意加入期間を含め、60 歳に至るまでの保険料を完納しており、納付意識は高かったと認められる上、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金保険料について、加入手続を行った昭和 44 年度は免除申請を行うとともに、その後の昭和 45 年 4 月から同年 9 月までの保険料を現年度納付し、同年 10 月の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の保険料の未納が無いように努めていたことがうかがえることから、申立期間の保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金被保険者記録の生年月日が誤っていたことなど、当時の行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和51年8月21日、資格喪失日が同年12月13日とされ、当該期間のうち、51年11月21日から同年12月13日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における資格喪失日を51年12月13日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月21日から同年12月13日まで

A社から、グループ企業のB社への異動の際、発令日の昭和51年11月21日に対し、移動日は51年12月13日であったが、この発令日から移動日までの間が、厚生年金保険の未加入期間となっている。給料はグループ企業で一括電算処理を行っているため、同年11月分の厚生年金保険料は控除されているはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録については、当該事業所が社会保険事務所に提出した「訂正理由書・申立書」（平成20年5月29日付け）に基づき、既に昭和51年11月21日から同年12月13日に記録が訂正されていることが確認できるものの、申立期間は、政府が保険料を徴収する権利が時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならないと

されている。

しかし、当該訂正理由書・申立書の記載内容により、申立人は、当該事業所に昭和 51 年 12 月 13 日まで継続して勤務し、申立期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該訂正理由書・申立書の標準報酬月額に係る記載から、18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「訂正理由書・申立書」を社会保険事務所へ提出し、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が昭和 51 年 11 月 21 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、61 年 4 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 61 年 4 月から同年 5 月まで

申立期間①については、昭和 60 年度の国民年金保険料を過年度納付し、領収書も持っていたが、60 歳となった平成 15 年に領収書を持参して社会保険事務所に年金の申請を行った際、時効期間の納付であったため、この国民年金保険料は申立期間②に充当し、差額は還付しており、未納となっていると言われた。自分には保険料が還付された記憶は無く、未納になっていることは納得できない。

申立期間②については、夫と一緒に国民年金保険料を納付しており、ここに充当しても重複納付になると思うので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「昭和 60 年度の国民年金保険料を過年度納付し、領収書も持っていた。」と主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの保険料が 62 年 8 月 1 日に納付されていることが確認できる。

また、国民年金保険料の過年度納付書は、年度単位で作成され、社会保険事務所から送付されることから、申立人は、申立期間①を含む昭和 60 年度（昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで）の保険料について、62 年 8 月 1 日に納付したと推認できる。

しかしながら、申立期間①の国民年金保険料は、昭和 62 年 8 月 1 日時点では時効により制度的に納付できない過誤納保険料であったことから、62 年 9 月 4 日に、過年度納付が可能であった未納期間の 61 年 4 月及び同年 5 月の保

険料に充当処理されていることが同オンライン記録により確認できる。

さらに、同オンライン記録により、申立期間①（3か月）の国民年金保険料額は、当時2万220円であり、充当処理された申立期間②（2か月）の保険料額が1万4,200円であることから、差額の6,020円は、当時の1か月分の保険料に満たなかったことを理由に昭和63年2月16日に申立人の代理人である夫の口座に還付処理されていることも確認できる。

加えて、申立人は、「夫と一緒に国民年金保険料を納付しており、申立期間②に充当しても重複納付になる。」と主張しているところ、保険料を一緒に納付したとするその夫の納付年月日が確認できない上、申立期間②以降の昭和61年6月から62年3月までの保険料は、申立期間②の保険料に充当処理が行われた（62年9月4日）後の62年12月23日に納付されていることが確認でき、申立期間②以降の当該期間の納付書が発行された後、それを基に当該期間の保険料納付が行われたものと考えられることから、重複納付があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間②の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

昭和 35 年 10 月に自分で国民年金の加入手続を行い、町会の組長さんの集金により国民年金保険料を納付していた。自分で手続した覚えがないのに、36 年 4 月 1 日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間が未加入とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 36 年 4 月の国民年金被保険者資格の喪失手続については、自分で手続した覚えは無い。36 年 4 月から、町会の組長さんの集金により、国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立期間当時、申立人が住んでいた A 村（現在は、B 町）における昭和 36 年度から 41 年度までの国民年金保険料集金台帳からは、申立人の保険料が集金されていたことを示す申立人の氏名及び申立人の保険料の領収記録が確認できず、申立人が申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、同集金台帳により、申立人の氏名及び国民年金保険料の領収記録が確認できるのは昭和 42 年 4 月以降であり、その台帳には、申立人の国民年金の被保険者資格取得日が 42 年 4 月 1 日となっていることも確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳の記録において、36 年 4 月に国民年金被保険者資格を喪失し、再度、42 年 4 月に資格取得していることに符合し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月まで

昭和 48 年 7 月に、老後を考え、それまでは生活が苦しく国民年金保険料の納付は無理だったが、これからは納付したいと考え、夫婦で相談の上、国民年金の加入手続を行った。保険料の納付については、私たち夫婦の分と、以前から既に保険料を納付していた義母の分の三人分を、妻が役場で納付していたはずであり、義母の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私たち夫婦の申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和 52 年 9 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、その際に、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 48 年 6 月 21 日の直後である同年 7 月 1 日までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、申立人は、その所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 48 年 7 月 1 日」と記載されていることを申立ての根拠の一つとしているが、この日付は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、過去にさかのぼる場合もあることから、国民年金の加入手続日とは限らない上、申立人が唯一交付されたとする年金手帳は、49 年 11 月以降に発行されているオレンジ色調のものであることから、申立人が 48 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「社会保険事務所から納付書等が送られてきた記憶は無い。」としていることから、国民年金の加入手続を行った昭和 52 年 9 月の時点において、役場で納付できる同年 4 月分からの国民年金保険料につい



て、納付を開始したものと考えられる。

加えて、申立人には、国民年金制度発足当初に払い出された別の国民年金手帳記号番号（平成 13 年 8 月 9 日に、現在の番号に記録統合済み）が存在するものの、同番号による国民年金保険料納付の記録は無い上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から 52 年 3 月まで

昭和 48 年 7 月に、老後を考え、それまでは生活が苦しく国民年金保険料の納付は無理だったが、これからは納付したいと考え、夫婦で相談の上、国民年金の加入手続を行った。保険料の納付については、私たち夫婦の分と、以前から既に保険料を納付していた母の分の三人分を、私が役場で納付していたはずであり、母の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私たち夫婦の申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号（夫婦連番）の前後の任意加入者の加入時期から、申立人夫婦は、昭和 52 年 9 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できる上、その際に、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 48 年 6 月 21 日の直後である同年 7 月 1 日までさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、その所持している年金手帳の「初めて被保険者となった日」の欄に「昭和 48 年 7 月 1 日」と記載されていることを申立ての根拠の一つとしているが、この日付は、国民年金の被保険者資格を取得した日であり、過去にさかのぼる場合もあることから、国民年金の加入手続日とは限らない上、申立人が唯一交付されたとする年金手帳は、49 年 11 月以降に発行されているオレンジ色調のものであることから、申立人が 48 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、「社会保険事務所から納付書等が送られてきた記憶は

無い。」としていることから、国民年金の加入手続を行った昭和 52 年 9 月の時点において、役場で納付できる同年 4 月分からの国民年金保険料について、納付を開始したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月19日から28年2月1日まで  
ねんきん特別便が届き、年金記録を見てA社B工場で働いていたときの年金について脱退手当金が支給されていることを知り驚いた。会社を退職したときに厚生年金保険と失業保険の証書を渡された記憶はあるが、退職金や脱退手当金を受け取った記憶は無いので、脱退手当金が支給されたとの取扱いになっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和28年6月26日に支給決定されており、被保険者台帳にも支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない上、同時期に申立人と同じ事業所において厚生年金保険被保険者であった申立人の姉（※年※月※日死亡）も、申立人と同日に脱退手当金が支給決定されていることが被保険者台帳により確認できることを踏まえると、申立人とその姉の脱退手当金は同時に請求された可能性が高いと考えられる。  
また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 2 月 27 日から同年 10 月 30 日まで  
② 昭和 46 年 4 月 5 日から 49 年 3 月 30 日まで

申立期間①及び②の期間は、A社に勤務して、給与明細書は手書で書かれていたことを覚えている。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人が所持するB社団発行の手帳に昭和 42 年 2 月 27 日の就職日が記載されていることから、A社に勤務していたことは推認でき、また、申立期間②についても、複数の元同僚の証言により、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの関係資料は無く、具体的な証言も得られない。

また、事業主の妻は、「当時、手取額を多くもらいたいという者がいて、厚生年金保険料を控除していない従業員もいた。申立人については、毎月の出勤日数が一定しておらず、出勤日数が少ない月もあり、日勤月給である給与から保険料を控除していなかった。」と証言しており、事実、事業主が保管していた昭和 48 年 6 月から 49 年 3 月までの申立人の勤務状況が記載された失業保険被保険者離職証明書により、出勤日数が少ない月で 0 日、多い月でも 18 日であることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間①及び②の期間において、健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

加えて、当該事業所は、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）が無い上、このほか、申立期間①及び②について、申立人が事業主よ

り給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関係資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 3 月 1 日から 14 年 5 月 8 日まで

私が経営していたパチンコ店が倒産した時、申立期間の厚生年金保険料を滞納していたことから、経理事務を任せていた妻が、標準報酬月額の引き下げに関する書類を社会保険事務所に提出した。申立期間について、私が知らないうちに約 60 万円の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているので、適正な額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたパチンコ店は、平成 14 年 5 月 8 日に全喪しており、その 23 日後の同年 5 月 31 日に、申立人の 13 年 3 月から 14 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額の記録が 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認でき、このことについて、申立人は「経理事務を任せていた妻が、私の知らないうちに標準報酬月額の引下げに関する書類を社会保険事務所に提出し、引下処理が行われた。」と主張している。

しかしながら、当時の複数の元幹部社員は「社長の妻が全店舗の経理を見ていた。社長は、個々の事務の細かい部分はともかく、店の売上げ、税金、社会保険料等の経理の全体像は知っていたはず。何も知らないことはありえない。」と証言している。

また、申立人は「当時、事業所の経営が悪化し、資金繰りがつかなくなり、弁護士から清算するしかないと言われた。」と供述している上、当該事業所倒産後の清算処理に申立人自らが当たっていることから、申立人が何も知らないと言える立場でなかったことが明らかである。

さらに、当該事業所の倒産に係る財務整理等の処理において、経理事務を

任されていた申立人の妻が当該事業所が滞納していた厚生年金保険料の納付とともに申立人の標準報酬月額引下げに関する書類を提出した行為は、当該事業所の業務として行ったものであると認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に対し責任を負うべき立場にあり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。